

2019年2月15日

新商品 かんたん告知「認知症保険」の販売件数^{※1}が5万件を突破

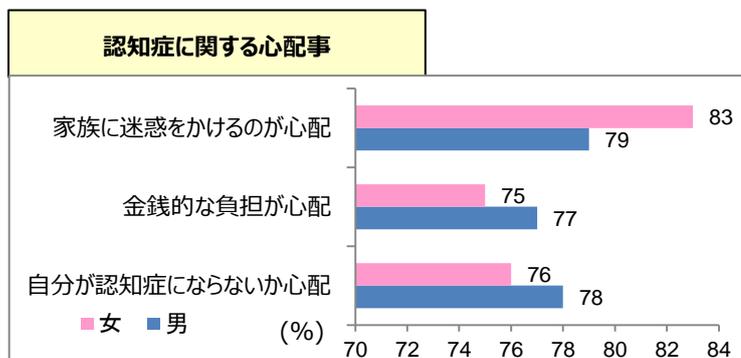
～ALSOK「代わりに訪問サービス」も好評～

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、2018年12月18日に発売した、**かんたん告知「認知症保険」**の販売件数^{※1}が5万件を突破したことをお知らせします。

かんたん告知「認知症保険」(無解約返還金)(2019)は、認知症に特化し、お手ごろな保険料で認知症による介護費用の負担に一時金で備えることができます。また、認知症に関連する持病がないなど、4つの告知項目がすべて“いいえ”であれば申し込みいただける^{※2}ため、**かんたんな告知で健康状態に不安がある方でもご加入いただきやすい点**などが大変ご好評いただいています。

当社が実施したアンケートによると、認知症に関する心配事として最も多いのは「**家族に迷惑をかける事**」です。そのため、「認知症保険」では、保障の提供だけではなく、「**本人と家族に寄り添う安心のサポート**」の提供に力を入れています。

特に、ALSOKと共同開発した、生命保険業界初^{※3}の「**代わりに訪問サービス**」^{※4}は、「認知症保険」にご加入いただいたお客さまからのお問い合わせも多く、関心の高さがうかがえます。



出典:第一生命保険「保険に関するアンケート(2018年9月実施)」



緊急時に、家族からの電話依頼で
ALSOK ガードマンが代わりに訪問

ALways Security OK
ALSOK

また、次に多い心配事である、「自分が認知症にならないか」をサポートするために、**認知症予防や早期発見のきっかけとなる機能を持つ「健康第一」認知症予防アプリ**を提供しています。

※1 2018年12月18日～2019年2月8日までの申込件数ベース

※2 すべて“いいえ”でも加入できないことがあります。

※3 利用者が(サービス用)機器を携帯または自宅等に設置することなく、利用者・家族等からの電話依頼で警備員が訪問するサービスの提供は生命保険業界初。2018年10月時点第一生命調べ。

※4 認知症保険契約2年経過後より、1年に1回の利用権利が付与され契約保険期間を通じて最大5回まで利用できます。

当社では、「認知症保険」の発売及び契約者向けサービスの提供により、お客さま一人ひとりのQOL^{※5} 向上と「健康寿命の延伸」といった日本が抱える課題に挑戦し、お客さまに健康などの新たな付加価値を提供する取組みを一層推進します。

【参考】認知症保険の告知項目

4つの告知項目

- ① 現在、入院中ですか。
- ② 過去5年以内に、下表の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。

アルツハイマー病/レビー小体病/ピック病、前頭側頭葉変性症/パーキンソン病、パーキンソン症候群/脳卒中(脳こうそく・脳出血・くも膜下出血)/脳腫瘍/水頭症/うつ病/双極性障害(躁うつ病)/統合失調症/アルコール依存症
- ③ 今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)またはその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。
- ④ 今までに、公的介護保険の要介護・要支援認定をうけたことがありますか。あるいは申請中ですか。

【参考】認知症保険サービス

 予防・早期発見	 被保険者本人・ 家族の心のケア	 保険金請求 サポート
「健康第一」 認知症予防アプリ 	生命保険 業界初^{※6}	診断書取得代行サービス
目の動きで 認知機能チェック^{※7}	代わりに訪問サービス	病院等へ支払う診断書取得費用のみの負担で、第一生命がお客さまに代わって当社所定の診断書を取得
スマートフォンで5分間の動画閲覧で認知機能チェック 提供：QOLeAD	警備機器を使用しなくても、緊急時に家族からの電話依頼でALSOKガードマンが代わりに訪問	指定代理請求特約
頭の元気をチェック		請求される方に代わって、お子さまやお孫さまなどの指定代理請求人の方が保険金を請求
画面が光った順番を指示通りにタッチして頭の元気をチェック 提供：QOLeAD	認知症相談ダイヤル	SOMPOケア 介護相談サービス
認知症予防プログラム	認知症介護等の経験のある看護師が、認知症についての「知りたい」「聞きたい」「相談したい」をサポート 提供：(株)保健同人社	SOMPOケアの専門スタッフが電話で要介護認定手続きの案内や介護施設などを紹介 提供：SOMPOケア(株)
歩数計測/脳トレ/食生活の改善・習慣化をトータルでサポート 提供：(株)ベスプラ		

この資料は2018年12月18日に発売された商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。掲載のサービスは2019年1月時点の内容であり、予告なく変更・終了することがあります。第一生命の提携先が提供するサービスについては、第一生命が提供するものではありません。サービスの利用にあたって生じた損害について第一生命は責任を負いません。

- ※5 QOL(Quality of Life)”とは、物理的な豊かさや個々の身辺自立のみでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念のことです。
- ※6 特定の動画視聴の際の眼球の動きを分析し認知症進行度の把握ができるスマートフォンアプリの提供は生命保険業界初です。2018年10月時点第一生命調べ。
- ※7 本サービスは、認知症等の疾病に関する診断等の医学的根拠を提供するものではなく、利用者が健康な状態であることを断定するものではありません。本サービスの結果は、そのような疾病の有無等を診断する際の資料として使用されるものでもありません。また、本サービスは医療機器として承認もしくは認証を取得し、届出を行っているものではありません。

(登)C18P0377(2019.2.12)